

長崎市の概要

令和 7 年度



— 令和 7 年は、被爆 80 周年という節目の年です —

長崎市議会事務局

令和 7 年 11 月発行

目 次

沿 革	2
現 況	4
1 市勢	4
2 基本構想	4
3 財政の主要指標（普通会計）	5
議 会 構 成	6
1 議員	6
2 委員会等	7
議 会 運 営	9
1 定例会の標準的日程	9
2 会議時間	10
3 一般質問	10
4 緊急質問	11
5 質疑	11
6 予算及び決算の審査方法	11
7 請願・陳情.....	12
8 意見書・決議.....	12
9 傍 聴.....	12
10 議会関係予算	13
11 議会広報	13
12 議会刊行物	14
13 議会事務局機構図	15
14 議会改革の取組	16
予 算	28

治 革

長崎の地名は、この地が長い岬状の地形をしていたことから起こったといわれており、長崎の発展の歴史は、元亀元年(1570年)ポルトガルの宣教師フィゲイレドによって良港であることが発見され、翌年、領主大村純忠によって開港されたときに始まる。

1571 年 (元亀 2 年)	長崎の町づくりが始まる ポルトガル船が初めて長崎に入港 (日本における布教と貿易の根拠地となる)
1592 年 (文禄元年)	長崎奉行所設置
1605 年 (慶長 10 年)	長崎が天領となる
1634 年 (寛永 11 年)	眼鏡橋完成、長崎くんち祭り始まる
1636 年 (寛永 13 年)	出島完成 (ポルトガル人を収容)
1639 年 (寛永 16 年)	ポルトガル船の来航を禁止
1641 年 (寛永 18 年)	出島に平戸からオランダ人を移す (鎖国)
1689 年 (元禄 2 年)	唐人屋敷完成 (唐人を収容)
1857 年 (安政 4 年)	幕府が長崎鋳鉄所 (三菱造船所の前身) を創設
1859 年 (安政 6 年)	鎖国を解き函館、横浜とともに開港
1869 年 (明治 2 年)	長崎府が廃止され、長崎県が置かれる
1889 年 (明治 22 年)	市制施行 (4 月 1 日) 面積 7 k m² (推計) 戸数 9,230 戸 人口 54,502 人
1891 年 (明治 24 年)	本河内高部水道工事完成、給水開始 (近代的水道では、横浜、函館に次いで国内 3 番目)
1900 年 (明治 33 年)	出島周辺の埋め立て終了
1945 年 (昭和 20 年)	原子爆弾投下される (8 月 9 日午前 11 時 02 分) (死者 73,884 人、重軽傷者 74,909 人)
1949 年 (昭和 24 年)	長崎国際文化都市建設法公布される
1955 年 (昭和 30 年)	国際文化会館完成、平和祈念像除幕 アメリカ・セントポール市と姉妹都市提携
1957 年 (昭和 32 年)	三菱造船所創業 100 年記念に「グラバー邸」を市に寄贈
1969 年 (昭和 44 年)	市制施行 80 周年、第 24 回国民体育大会開催
1972 年 (昭和 47 年)	ブラジル・サントス市と姉妹都市提携
1974 年 (昭和 49 年)	グラバー園完成
1975 年 (昭和 50 年)	広島市と平和文化都市提携
1978 年 (昭和 53 年)	ポルトガル・ポルト市と姉妹都市提携 オランダ・ミデルブルフ市と姉妹都市提携
1979 年 (昭和 54 年)	市制施行 90 周年、長崎～上海定期航空路開設
1980 年 (昭和 55 年)	中国・福州市と友好都市提携
1982 年 (昭和 57 年)	長崎大水害発生 (7 月 23 日) 死者 258 人、行方不明者 4 人、負傷者 758 人 被害総額 約 2,119 億 6,000 万円
1989 年 (平成元年)	市制施行 100 周年
1990 年 (平成 2 年)	長崎「旅」博覧会開催
1995 年 (平成 7 年)	被爆 50 周年、国連軍縮長崎会議開催

1997 年（平成 9 年）	中核市へ移行
1998 年（平成 10 年）	第 2 回国連軍縮長崎会議開催
1999 年（平成 11 年）	ながさき男女共同参画都市宣言
2000 年（平成 12 年）	日蘭交流 400 周年
2001 年（平成 13 年）	ながさき環境都市宣言
2003 年（平成 15 年）	ISO14001 認証取得 2003 全国高校総合体育大会「長崎ゆめ総体」開催
2005 年（平成 17 年）	香焼町・伊王島町・高島町・野母崎町・三和町・外海町を編入合併 （1 月 4 日） フランス・ヴォスロール村と姉妹都市提携（外海町との合併による）
2006 年（平成 18 年）	琴海町を編入合併（1 月 4 日）、長崎さるく博'06 開催
2009 年（平成 21 年）	市制施行 120 周年
2010 年（平成 22 年）	イギリス・アバディーン市と市民友好都市提携調印
2011 年（平成 23 年）	中国・広東省中山市と市民友好都市提携調印
2012 年（平成 24 年）	世界新三大夜景に認定（長崎・香港・モナコ）
2013 年（平成 25 年）	オランダ・ライデン市と市民友好都市提携調印 ドイツ・ヴュルツブルク市と市民友好都市提携調印
2014 年（平成 26 年）	長崎がんばらんば国体 2014 開催 長崎がんばらんば大会 2014 開催
2015 年（平成 27 年）	旧グラバー住宅など 8 つの構成資産が世界文化遺産に登録 日本新三大夜景に認定（長崎・札幌・神戸）
2017 年（平成 29 年）	オランダ・ミデルブルフ市と姉妹都市提携解消 オランダ・ライデン市と姉妹都市提携
2018 年（平成 30 年）	大浦天主堂など 3 つの資産が世界文化遺産に登録
2019 年（平成 31 年）	市制施行 130 周年
2021 年（令和 3 年）	長崎開港 450 周年 ゼロカーボンシティ長崎を宣言 世界新三大夜景に再認定（長崎・モナコ・上海） 長崎市恐竜博物館が開館 MICE 施設「出島メッセ長崎」が開業
2022 年（令和 4 年）	西九州新幹線（長崎～武雄温泉間）開業
2023 年（令和 5 年）	長崎市役所新庁舎の供用開始
2024 年（令和 6 年）	日本新三大夜景に 4 度目の認定（長崎・北九州・横浜） 民間企業が手がける複合施設「長崎スタジアムシティ」が開業

現 況

1 市勢（令和7年4月1日現在）

- 人口 385,105 人（男 177,802 人・女 207,303 人）
- 世帯 185,695 世帯（1 世帯当たり人口 2.07 人）
- 面積 405.69 k m²（国土地理院調 令和7年面積）
（東西 約 42 km、南北 約 46 km）（人口密度：1 k m²当たり 949 人）
- 都市の形態 商工業都市（造船・機械工業、水産業、観光）
- 国勢調査結果

	令和2年	平成27年	平成22年
・人口	409,118 人	429,508 人	443,766 人
（男）	188,519 人	198,716 人	203,574 人
（女）	220,599 人	230,792 人	240,192 人
・世帯数	187,423 世帯	189,419 世帯	187,685 世帯
・産業別就業人口			
〔第1次産業〕	3,011 人 1.6%	3,658 人 1.9%	4,060 人 2.0%
〔第2次産業〕	31,003 人 16.8%	36,181 人 18.5%	35,833 人 18.0%
〔第3次産業〕	145,240 人 78.7%	146,548 人 74.8%	149,230 人 74.6%
〔分類不能〕	5,279 人 2.9%	9,463 人 4.8%	10,849 人 5.4%
〔計〕	184,533 人	195,850 人	199,972 人

2 基本構想（長崎市第五次総合計画）

- （1）策定年月日 令和3年3月9日議決
- （2）目標年次 令和12年度（西暦2030年度）
- （3）基本姿勢 つながりと創造で新しい長崎へ
- （4）将来の都市像 個性輝く世界都市
希望あふれる人間都市
- （5）まちづくりの方針
 - A 独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち
 - B 平和を愛し、平和の文化を育むまち
 - C 人や企業に選ばれ、産業が進化し続けるまち
 - D 環境と調和した持続可能なまち
 - E だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち
 - F みんなで支え合い、だれもが健康にいきいきと暮らせるまち

G 未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち

H 参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまち

3 財政の主要指標（普通会計）

区 分	R3年度	R4年度	R5 年度
基 準 財 政 需 要 額	83,040,565 千円	83,729,976 千円	85,418,634 千円
基 準 財 政 収 入 額	46,795,517 千円	48,641,264 千円	48,673,290 千円
標 準 財 政 規 模	103,033,192 千円	100,144,822 千円	100,530,137 千円
財 政 力 指 数	0.58	0.58	0.57
実 質 収 支 比 率	2.82%	6.85%	5.01%
経 常 収 支 比 率	91.7%	97.2%	97.9%
実 質 収 支	2,904,975 千円	6,859,033 千円	5,039,150 千円
単 年 度 収 支	155,970 千円	3,954,058 千円	△1,819,883 千円
実 質 単 年 度 収 支	1,080,388 千円	2,641,030 千円	198,643 千円
債 務 負 担 行 為 額	30,653,025 千円	55,913,485 千円	71,250,954 千円
積 立 金 現 在 高	45,482,433 千円	42,827,620 千円	41,950,759 千円
地 方 債 現 在 高	274,873,584 千円	272,864,142 千円	263,749,826 千円

議 会 構 成

1 議 員 （現議員の任期 令和5年5月2日～令和9年5月1日）

（1）議員数

- ・条例定数 40人（平成23年施行）
- ・現員数 39人

（2）党派・会派別議員数

（R7.4.1 現在）

党派 会派	自 由 民主党	公明党	国 民 民主党	社 会 民主党	日 本 共産党	立 憲 民主党	無所属	計
市民クラブ			5	2		1	2	10
自民創生	7						3	10
新政ミライ							9	9
公明党		6						6
日本共産党					2			2
ながさき次世代の党							1	1
明政クラブ							1	1
計	7	6	5	2	2	1	16	39

（3）年齢別議員数

（R7.4.1 現在）

年 齢	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	平 均	最年長	最年少
人 員	0	4	6	11	9	9	58.3 歳	83 歳	31 歳

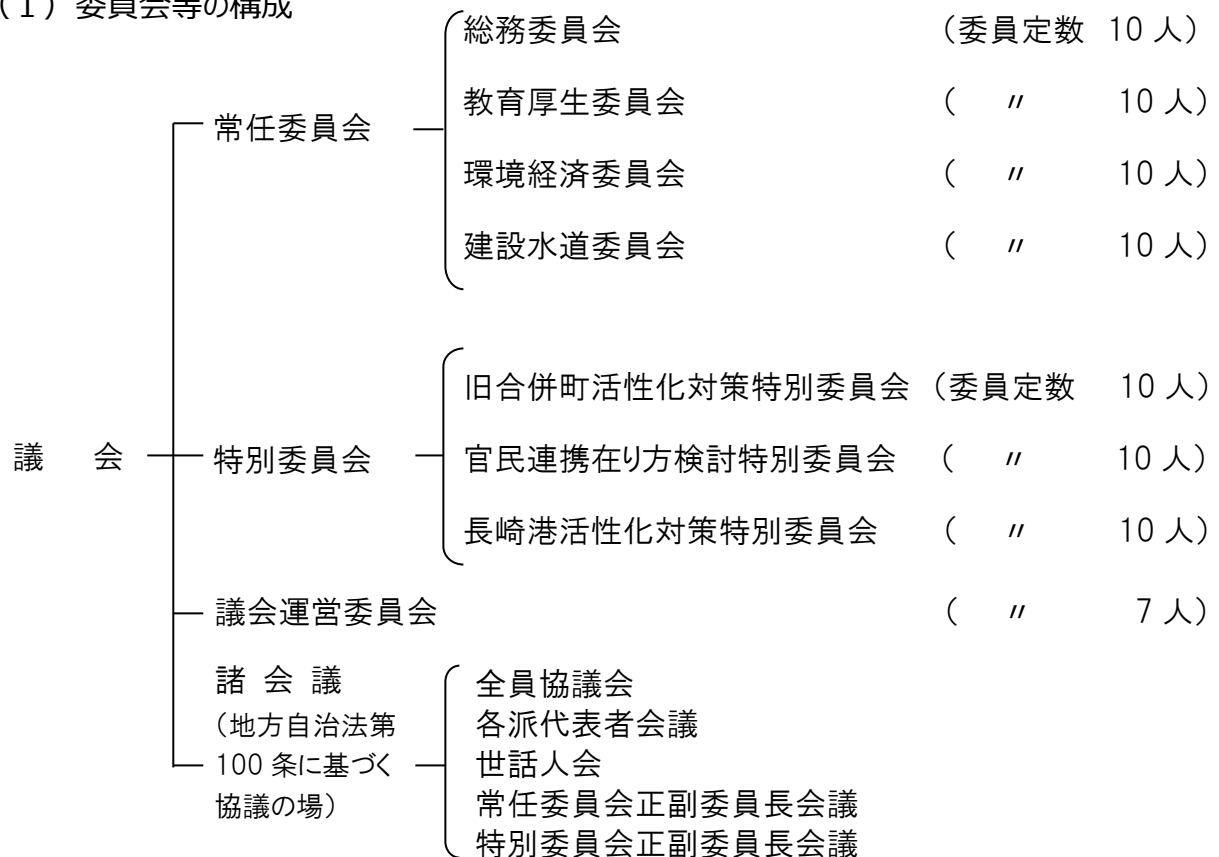
（4）当選回数別議員数

（R7.4.1 現在）

当選回数	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期
人 員	10	5	7	8	5	2	1	0	1

2 委員会等

(1) 委員会等の構成



(2) 常任委員会

(R7.4.1 現在)

委 員 会 名	所 管 事 項	任期
総 務 委 員 会	防災危機管理室、東京事務所、出納室、企画政策部、総務部、情報政策推進部、財務部、市民生活部、中央総合事務所、東総合事務所、南総合事務所、北総合事務所、消防局、選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	1 年
教 育 厚 生 委 員 会	原爆被爆対策部、福祉部、市民健康部、こども部及び教育委員会の所管に属する事項	
環 境 経 済 委 員 会	環境部、経済産業部、文化観光部、水産農林部及び農業委員会の所管に属する事項	
建 設 水 道 委 員 会	土木部、まちづくり部、建築部及び上下水道局の所管に属する事項	

※委員会記録について：平成 11 年 6 月定例会から「要点記録」を「全文記録」とした。

(3) 議会運営委員会

協議事項	①議会の会期日程（会期の決定、延会、休会等）に関する事 ②議事日程に関する事 ③付議事件に関する事 ④議案等の取扱い（付託委員会の分類等）に関する事 ⑤一般質問を行う時期及び緊急質問の取扱いに関する事 ⑥選挙、選任に関する事 ⑦議事運営上問題となった事件等に関する事 ⑧議員の派遣に関する事 ⑨その他議会運営につき各会派間の協議事項に関する事		
構成員の 選出区分	定数は議決で定める。 各交渉会派の所属議員数に応じて選出。 正副議長には出席要請し、2人又は3人会派についても、委員外議員として1名の出席を要請することがある。	所属議員数 4人～8人 9人～15人 16人～21人 22人以上	委員数 1人 2人 3人 4人
設置の根拠	長崎市議会委員会条例（H3.7.15改正）		
任期	1年		

(4) 諸会議（地方自治法第100条に基づく協議の場合）

区 分	協 議 事 項	構成員の選出区分	設置の根拠
全員 協議会	特に重要な問題で議員全員の意向を集約する必要がある事項	全議員	長崎市議会 会議規則 (H20. 12.12改正)
各派 代表者 会議	高度に政治的な問題など議会運営委員会又は世話人会の所管以外の事項。なお、代表者会議は、協議事項について各会派に周知し、又は意見を求めるため議長が招集する。	正副議長、2人以上の会派の代表者各1人（ただし、所属議員が16人以上の会派は2人）及び議会運営委員長で構成する。なお、議長が必要と判断した場合は、常任又は特別委員長の出席を求めることができる。	
世話人会	①議会の選挙及び人事に関する事 ②議会行事に関する事 ③議会互助会に関する事	正副議長、議会運営委員及び4人未満2人以上の会派から1人	
常任委員会正副委員長会議	常任委員会の運営及び活動等に関する事項	正副議長、正副常任委員長、正副議会運営委員長	
特別委員会正副委員長会議	特別委員会の運営及び活動等に関する事項	正副議長、正副特別委員長、正副議会運営委員長	

議 会 運 営

1 定例会の標準的日程

区分	2月または3月定例会	6・9・11月または12月定例会	
本会議	(招集日) 会期・会期日程決定 会議録署名議員の指名 閉会中付託案件調査報告 特別委員長報告 常任・議会運営委員の選任 市長の施政方針説明 ●議案上程 提案理由説明 質 疑 ●委員会付託 ※市政一般質問通告期限 (本会議終了後おおむね1時間後) ※ 請願・陳情締切 (午後5時)	本会議	(招集日) 会期・会期日程決定 ●議案上程 提案理由説明 質 疑 ●委員会付託 ※市政一般質問通告期限 (原則午後1時) (改選後初の定例会では市長の施政方針説明あり) ※ 請願・陳情締切 (午後5時)
休 会	2日間	休 会	2日間
本会議	市政一般質問 (会派代表質問) (改選の年は個人質問)	本会議	市政一般質問 (個人質問) (改選後初の定例会では会派代表質問)
本会議	市政一般質問 (会派代表質問)	本会議	市政一般質問 (個人質問)
本会議	市政一般質問 (会派代表質問・個人質問) ※議会運営委員会 (請願・陳情、意見書・決議、追加議案等の取扱いを協議)	本会議	市政一般質問 (個人質問) ※議会運営委員会 (請願・陳情、意見書・決議、追加議案等の取扱いを協議)
本会議	市政一般質問 (個人質問) ●追加議案等上程 提案理由説明 質 疑 ●委員会付託	本会議	市政一般質問 (個人質問) ●追加議案等上程 提案理由説明 質 疑 ●委員会付託
委員会	付託案件審査 (6～8日間)	委員会	付託案件審査 (3～5日間)
休 会	1日間	休 会	1日間
本会議	委員長報告 質疑・討論・表決 一審議 (人事案件、あらたに生じた土地の確認、専決処分報告、意見書・決議) 諸報告 閉会中の委員会付託	本会議	委員長報告 質疑・討論・表決 一審議 (人事案件、あらたに生じた土地の確認、専決処分報告、意見書・決議) 諸報告

2 会議時間

午前 10 時から午後 5 時まで

3 一般質問

区 分	2月または3月定例会(改選の年は6月定例会)		左記以外の定例会
	会派代表質問	個人質問	個人質問
通 告 期 間	招集告示日の翌日（本市の休日を除く）の午後 1 時から招集日の本会議終了後概ね 1 時間後まで		招集告示日の翌日（本市の休日を除く）の午後 1 時から招集日の午後 1 時まで
所 要 日 数	概ね 4 日間		
会 派 持 ち 時 間	（各定例会ごと）会派所属人数×30 分		※『運用 1』
発 言 時 間 （理事者答弁を含む）	90 分以内 ※『運用 2』	30 分以内 ※『運用 3』	60 分以内 会派持ち時間の範囲内において事前に通告した時間内
発 言 者 数	会派の代表 1 人 ※『運用 4』	会派持ち時間から代表質問時間を差し引いた時間の範囲で人数調整をして行う。	会派持ち時間の範囲で人数調整して行う。
発 言 順 位	多数会派順 ※『運用 5』	抽 選	抽 選
関 連 質 問	通告時間の制限内において、同一会派の議員に限り認める。		
質 問 方 法	質問通告書に基づき登壇して各項目にわたり一括して質問を行い、理事者からの答弁を受けた後、自席からの再質問は、各項目ごとの一問一答も行うことができるものとする。		
発 言 通 告 書 の 記 載 内 容	件名及び内容を具体的に明記		

『運用 1』 一会派において、一定例会で残した時間（会派持ち時間－会派の質問通告時間の合計）が 30 分以上の場合は、30 分を次の定例会まで持ち越すことができる。なお、1 人会派についても同様とする。ただし、11 月または 12 月定例会から 2 月または 3 月定例会への持ち越しはできない。

『運用 2』 主質問者は、関連質問終了後であっても会派持ち時間の範囲内で必要に応じて発言することができる。なお、代表質問時間は 2 人会派 60 分、3 人以上の会派 90 分とする。

『運用 3』 個人質問は、理事者答弁を含めて 1 質問者につき 60 分を原則とする。ただし、1 会派につき 1 人のみ 30 分の質問ができるものとする。なお、2 月または 3 月定例会（改選の年は 6 月定例会）においては、個人質問は、会派持ち時間から代表質問時間を差し引いた時間の範囲内で行うこととする。

『運用 4』 会派代表質問の会派とは、所属議員 2 人以上の会派をいう。

『運用 5』 同数会派の順位は、隔年ごとに交互に行う。

4 緊急質問

緊急質問の通告があった場合、議長は、発言の取扱いについて議会運営委員会に諮るが、災害発生など重大な問題で、かつ緊急性がある場合に限って認める。

5 質疑

原則として、同一議員は同一議題について2回を超えることができない。

6 予算及び決算の審査方法

(1) 予算の審査方法

ア 一般会計予算の審査

歳入歳出予算のうち歳出部分、継続費、繰越明許費、債務負担行為については、所管する各常任委員会に分割して付託する。

歳入歳出予算のうち歳入部分、地方債、一時借入金、歳出予算の各項の経費の金額の流用は、総務委員会に付託する。

なお、歳出部分を付託された委員会において、修正可決をされた場合、その旨を総務委員会に通知し、関連する歳入部分の修正を総務委員会において行う。

イ 特別会計予算・公営企業会計予算の審査

特別会計・公営企業会計予算は、所管する各常任委員会に付託する。

(2) 決算の審査方法

一般会計・特別会計・公営企業会計決算の全部を9月定例会の最終日に上程し、次のとおり付託の上、閉会中に審査を行う。

また、各会計とも11月または12月定例会冒頭に委員長報告を行い、議決している。

ア 一般会計決算の分割付託

歳入歳出決算のうち歳出部分については、所管する各常任委員会に分割して付託する。

歳入歳出決算のうち歳入部分は、総務委員会に付託する。

イ 特別会計決算・公営企業会計決算の付託

特別会計・公営企業会計決算は、所管する各常任委員会に付託する。

7 請願 ・ 陳情

(1) 請願

会期中における請願の提出期限は、原則として招集日の午後 5 時までとし、議長受理後、本会議に上程し委員会に付託するのが例であり、付託する委員会並びに委員会付託の省略については、あらかじめ議会運営委員会で協議する。採択した請願で執行機関に送付したものについては、翌年 4 月頃処理結果の報告を求め、6 月定例会において報告している。（ただし、改選年は 2 月または 3 月定例会）

なお、結果については、提出者あてに文書で通知している。

(2) 陳情

請願と同様の提出期限を設けており、希望があったものを原則として議長権限で所管の委員会に送付するが、法律等に反するものなど一定の場合には送付しない。なお、送付する委員会については、あらかじめ議会運営委員会で協議する。

委員会での審査後は、提出者あてに審査概要を文書で通知している。

8 意見書 ・ 決議

意見書・決議については、できる限り全会一致により可決することを例としているため、あらかじめ議会運営委員会に諮り、各会派共同による提案を行っている。議案提出者には議会運営委員長が、賛成者には議会運営委員がなり、2 人会派と 3 人会派の出席要請された委員外議員も加わることができる。

なお、委員会から提案する場合は、当該委員長が提出者となり、当該委員が賛成者となるのが例である。

9 傍 聴

(1) 本会議

本会議は自由に傍聴することができる。ただし、傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(2) 委員会

常任及び特別委員会は自由に傍聴することができる。ただし、傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入の上、傍聴章の交付を受けなければならない。傍聴章の交付は原則先着順とするが、あらかじめ定員（原則 7 人）を超えることが明らかな場合は、抽選によることができる。

※市政記者クラブ加盟の報道機関は、本会議、委員会とも自由に傍聴を認めている。

10 議会関係予算（令和 7 年度当初予算）

議会費総額 857,930 千円（一般会計に占める割合 0.4%）

(1) 行政調査旅費 15,000 千円

常任委員会	1 人当たり	250 千円（H21. 4. 1 改定）
特別委員会	1 人当たり	150 千円（H 4. 4. 1 改定）
議会運営委員会	1 人当たり	150 千円（H 3. 9. 27 改定）

(2) 海外視察旅費 7,900 千円

（3 期以上は 1 人当たり 1,000 千円、2 期は 1 人当たり 300 千円）

本市においては、昭和 57 年度から一般行政視察としての海外視察は自粛していたが、昭和 62 年 6 月補正で復活計上した。（2 期の議員については、平成 4 年度から実施）

(3) 陳情旅費 約 1,561 千円

(4) 政務活動費 72,000 千円

〔各月 1 日に在職する議員に対する交付額を月額 150,000 円（H17.1.1 改定）とし、会計年度の半期ごとに交付〕

使途基準：調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費

※平成 13 年 4 月 1 日施行（市政調査研究費補助金より政務調査費へ移行）

※平成 25 年 3 月 1 日施行（政務調査費より政務活動費へ移行）

(5) 議会交際費 1,600 千円

11 議会広報

(1) 市議会だよりの発行〔年 4 回発行（臨時号を除く。）〕、各世帯へ配布〕

昭和 56 年 5 月 1 日復刊（昭和 24 年 1 月創刊、昭和 49 年 1 月休刊）

(2) 本会議テレビ放映〔ケーブルテレビ（デジタル 12ch）により生中継〕平成 13 年 3 月放映開始

※令和 2 年 7 月から、ケーブルテレビのチャンネルを 11ch から 12ch へ変更

(3) 市議会ホームページ 平成 13 年 9 月 3 日開設

- (4) 本会議インターネット中継〔市議会ホームページ上で公開〕
生中継：平成 17 年 6 月中継開始/録画中継：平成 18 年 6 月中継開始
- (5) YouTube(録画中継) 平成 25 年 9 月議会から開始
- (6) 長崎市議会事務局 Facebook ページ 平成 26 年 6 月議会から開設
- (7) 長崎市公式 L I N E 令和 4 年 1 月から議会情報を発信

12 議会刊行物

区 分	発行回数 (回/年)	発行部数 (部)	規格	配 布 対 象
会 議 録	4	16	A 4	各 関 係 機 関
常 任 委 員 会 会 議 録	5	1 委員会 13	A 4	各 関 係 機 関
特 別 委 員 会 書 調 査 報 告 書	1	1 委員会 13	A 4	各 関 係 機 関
市 議 会 だ よ り (S24～49. 1) (S56. 5～)	4 (臨時号除く)	約 145,300 (1 回あたり)	A 4	議 員 全 世 帯
調 査 資 料 報	4	0 電子版のみ		議 員 各 関 係 機 関
市 政 概 要	1	0 電子版のみ		
長 崎 市 の 概 要	1	0 電子版のみ		行 政 視 察

※ 改選時には、「議会の権能と運営」等を刊行。

○「長崎市議会史」について

市制施行 100 周年記念事業の一環として、長崎市議会が市政発展に果たした役割、実績等を集大成し、先賢の業績を後世に伝えとともに、今後の市政運営に資することを目的として、昭和 59 年から「長崎市議会史」の編さんに取り組み、平成 9 年 3 月、記述編第 3 巻の発刊をもって、そのすべてが完成した。

〔 構成 〕

・記述編（全 3 巻）

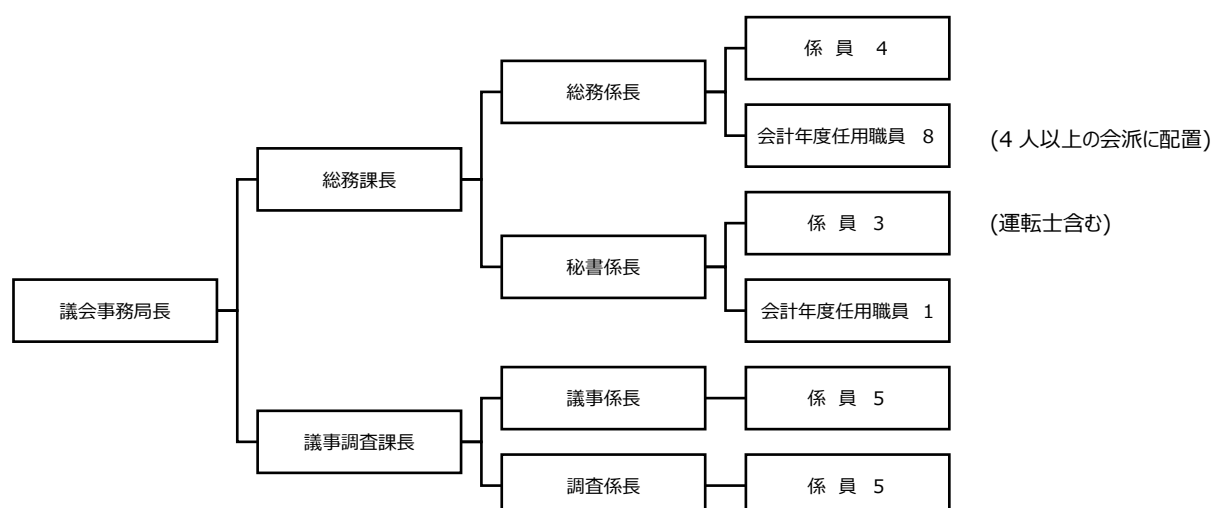
市制施行から昭和 42 年までの議会制度の確立や、行財政制度の整備、原爆戦災からの復興など市政の重要問題に対する市議会の対応を記述。

・資料編（全 2 巻）

明治 22 年の市制施行から昭和 63 年までの議会関係の法規の変遷や、平成 3 年までの歴代の議員名簿などを収録。

13 議会事務局機構図（令和 7 年 4 月 1 日付）

事 務 局 長	1 人
課 長	2 人
係 長	4 人
係 員	17 人
会計年度任用職員	9 人
合 計	33 人



議会改革の取組

決定又は実施年月日	内容
平成 10 年 5 月 18 日	・議長の諮問機関として「議会制度調査検討協議会」を設置し、次に掲げる事項について審議することを決定 【審議事項】 (1) 議会の権能と活性化に関すること。 (2) 議員の定数に関すること。
平成 10 年 12 月 8 日	・「議会制度調査検討協議会」の答申を受け議会運営委員会において、議員定数を現状の 48 人から 2 人減することを決定
平成 10 年 12 月 18 日	・12 月定例会本会議において議員定数を 46 人に減員（平成 11 年の一般選挙から施行）
平成 11 年 10 月 30 日	・長崎青年会議所主催による「長崎市子ども議会」を開催
平成 13 年 3 月	・平成 13 年 3 月定例会からケーブルテレビによる本会議の生中継を開始
平成 13 年 3 月 7 日	・「長崎市議会政務調査費の交付に関する条例」制定（平成13年 4 月 1 日施行）
平成 13 年 5 月 25 日	・議長の諮問機関として「議会制度検討会」を設置し、議員定数等について審議することを決定
平成 13 年 9 月 3 日	・長崎市議会ホームページ開設
平成 13 年 12 月 17 日	・「議会制度検討会」から議長に対し「議員定数」について答申がなされる。 【答申】（一部抜粋） ・議員定数については、現状の 46 名を維持すべきである。 ・議員定数については、現状の 46 名から 2 名ないし 4 名を減すべきである。 との、ほぼ拮抗した意見であることから、本検討会として一定の結論を出すに至らなかったため、両論をもって答申するものである。
平成 14 年 1 月 10 日	・「議会制度検討会」から議長に対して次に掲げる事項について答申がなされる。 【答申事項】 1 市政一般質問について ① 質問方法について 質問通告書に基づき登壇して質問を行う場合は、一括質問として、再質問からは、自席での一問一答方式も行うことができるものとする。 なお、理事者においては、より充実した論議を行うためにも、質問の趣旨に沿った的確かつ簡潔な答弁を心掛けるよう求めるものである。 ② 3 月定例会における個人質問について 施政方針説明・当初予算の審議が行われる 3 月定例会においては、1 人会派を含めたすべての議員に発言の機会を与えることを目的に、代表質問に加えて個人質問を併用することとする。
平成 14 年 1 月 18 日	・「議会制度検討会」の答申を受け議会運営委員会において、3 月定例会は代表質問に加えて個人質問を併用することを決定
平成 14 年 2 月 25 日	・「議会制度検討会」の答申を受け議会運営委員会において、議員定数を現状の 46 人から 2 人減することを決定

議会改革の取組

決定又は実施年月日	内容
平成 14 年 3 月 4 日	・ 3 月定例会本会議において議員定数を 44 人に減員（平成 15 年の一般選挙から施行）
平成 14 年 11 月 20 日	・「政治倫理検討特別委員会」を設置
平成 15 年 1 月 17 日	・「長崎市議会議員政治倫理条例」を制定（平成 15 年 2 月 25 日施行）
平成 15 年 10 月 1 日	・長崎市議会会議録検索システム稼働 【閲覧期間】 ・本会議（平成 5 年 9 月～） ・常任委員会（平成 11 年～） ・特別委員会（平成 12 年～）
平成 17 年 1 月 1 日	・市町村合併に伴い市域が広範囲となること及び議員の調査研究活動が複雑多岐となっていることなどから議員 1 人当たりの政務調査費の月額が「10 万円」から「15 万円」になる。 ・これまで本会議または委員会に出席した際に支給されていた 9,000 円の出席費用弁償を廃止 ・「長崎市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例」施行 【定例会で報告する契約】 ① 市が賃借人となる予定価格 2,000 万円以上の賃貸借の契約 ② 地方公営企業の業務に関する予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負の契約
平成 17 年 4 月 1 日	・長崎市議会会議規則第 73 条「会議録の記載事項」の第 2 項の「議事は、速記法によって速記する」を「議事は、録音又は議長が適当と認める方法によって記録する」と改めたことに伴い速記を廃止 ・政務調査費の交付が「会派」から「議員」に改められる。
平成 17 年 6 月 1 日	・委員会については、ノーネクタイ・ノー上着の軽装執務での出席を可能とする。
平成 17 年 6 月	・平成 17 年 6 月定例会からインターネットによる本会議の生中継を開始
平成 18 年 3 月 6 日	・議長の諮問機関として「議会活動検討会」を設置し、議会活動等について審議することを決定
平成 18 年 6 月	・平成 18 年 6 月定例会からインターネットによる本会議の録画中継を開始
平成 18 年 9 月 20 日	・「議会活動検討会」から議長に対して次に掲げる事項について答申がなされる。 【答申事項】 1 議会活動について (1) 一般質問について ① 代表質問の時間について 3 月定例会（改選の年は 6 月定例会とする。以下同じ。）の会派代表質問の時間の上限を 120 分から 90 分に変更するものとする。 また、3 月定例会における個人質問については、上記変更に伴い、所要の見直しを行うものとする。なお、これら変更等については、平成 19 年 6 月定例

議会改革の取組

決定又は実施年月日	内容
	会から実施することとする。
平成 18 年 11 月 27 日	・「議会活動検討会」の答申を受け議会運営委員会において、会派代表質問の時間を上限 120 分から 90 分に変更し、平成 19 年 6 月定例会より実施することを決定
平成 20 年 7 月 1 日	・議長の諮問機関として「議会制度改革推進会議」を設置し、各会派から提出された検討項目について審議することを決定
平成 20 年 11 月 28 日	・「議会制度改革推進会議」から議長に対して次に掲げる事項について中間答申がなされる。 【答申事項】（一部抜粋） 1 議員「定数」について 議員定数については、将来の人口動向や本市の厳しい財政状況を踏まえ、より積極的に行財政改革に取り組むべきであるとの立場から、従来の人口 1 万人に対し議員 1 人から人口 1 万 1,000 人に対し議員 1 人という判断で、現在の条例定数 44 人から 4 人を減員し、40 人とすべきであるとの意見が多数を占めた。 なお、「人口 1 万 2,000 人に対し議員 1 人の 38 人とすべき」「民意を反映するため条例定数の 44 人もしくは法定定数の 46 人とすべき」との意見があった。 2 議員報酬について 議員報酬については、議員定数が決定した後、議員定数の減員による効果等を考慮しながら、再度、協議を行っていただきたい。 3 予算措置関係について (1) 政務調査費の額 政務調査費の額については、議員定数及び議員報酬が決定した後、再度、協議を行っていただきたい。 (2) 国内（常任・特別・議会運営委員会）視察旅費の額 常任委員会の調査旅費については、現行の 1 委員当たり 36 万円から 11 万円を減額し、25 万円とする。また、特別委員会及び議会運営委員会の調査旅費については、現行どおり 1 委員当たり 15 万円とする。なお、実施時期は、平成 21 年度とする。
平成 20 年 12 月 2 日	・「議会制度改革推進会議」からの答申を受け議会運営委員会において、常任委員会 1 委員当たりの旅費は 36 万円から 25 万円に、特別委員会及び議会運営委員会の旅費は、現行どおりとすることを決定
平成 20 年 12 月 12 日	・長崎市議会会議規則を一部改正し、「協議又は調整を行うための場」として、全員協議会、各派代表者会議、世話人会、常任委員会正副委員長会議、特別委員会正副委員長会議を設けることを決定
平成 21 年 2 月 17 日	・「議会制度改革推進会議」からの答申を受け議会運営委員会において、議員定数を現状の 44 人から 4 人減することを決定
平成 21 年 2 月 24 日	・2 月定例会本会議において議員定数を 40 人に減員（平成 23 年の一般選挙から施行）
平成 21 年 3 月 5 日	・「議会制度改革推進会議」から議長に対して次に掲げる事項について最終答申がな

議会改革の取組

決定又は実施年月日	内容
	される。 【最終答申（内容）】（一部抜粋） 1 「議会基本条例」等の制定に向けての検討について 検討項目等が複雑多岐にわたり、長期間を要するため、別途、調査機関を設置して検討していく必要がある。 2 議会運営について (1) 本会議・委員会の運営、(2) 予算・決算審査のあり方 予算・決算特別委員会の設置を含め、今後、議会運営委員会において協議を行っていただきたい。なお、常任委員の任期については、2 年間とすべきであるとの意見が出された。 (3) 一般質問時間（1 人 40 分）について 現行どおり会派持ち時間（会派所属人数×30 分）の範囲内において、事前に通告した時間以内とするとの意見が多数を占めた。 3 議員連盟のあり方について 議員連盟の設置については、一定のルールを議会運営委員会で協議し決定している経過から、見直しが必要であれば、再度、議会運営委員会において協議していただきたい。
平成 21 年 5 月 25 日	・「議会制度改革推進会議」からの答申を受け議会運営委員会において、次のとおり今後の対応等を決定 1 「議会基本条例」等の制定に向けての検討について ・平成 21・22 年度中に検討組織を設置し、協議する。 2 予算・決算審査のあり方について ・平成 21 年度中に議会運営委員会において協議する。 3 議員連盟のあり方について ・平成 21 年度中に議会運営委員会において協議する。
平成 21 年 9 月 8 日	・「議会制度改革推進会議」からの答申を受け議会運営委員会において、次のとおり決定 1 予算・決算審査のあり方について ・予算・決算審査について、現行どおり「委員会分割付託方式」で決定 2 議員連盟のあり方について ・「議員連盟の設置に関する申し合わせ」の見直し案として、正副委員長案が示され正副委員長案のとおり決定された。 （長崎市議会の複数会派の議員で構成する議員有志の集まりが議員連盟の呼称を使用する場合に当たっては、議会運営委員会において一定の手続きを行い、認定を受けなければならない。）
平成 21 年 9 月 18 日	・「議会制度改革推進会議」からの答申を受け、議会基本条例検討特別委員会設置
平成 22 年 7 月 29 日	・市民との意見交換会開催（長崎市立図書館 1 階多目的ホール） 内容：議会基本条例検討にあたっての市民との意見交換

議会改革の取組

決定又は実施年月日	内容
平成 22 年 12 月 13 日	「長崎市議会基本条例」を制定（平成 23 年 5 月 2 日施行）
平成 25 年 2 月	・平成 25 年 2 月定例会から署名簿（出席簿）を廃止し、議員の応招の通告は、「登庁表示板」に表示する運用に改めた。
平成 25 年 2 月 21 日	・地方自治法の一部改正に伴い、「政務調査費」が「政務活動費」に改められたこと等に伴う「長崎市議会政務調査費の交付に関する条例」の一部改正を実施。併せて「政務活動費運用マニュアル」を整備
平成 25 年 9 月	・平成 25 年 9 月定例会から YouTube（ユーチューブ）を利用し本会議中継（録画のみ）のスマートフォンへの対応を行う。 （※職員が作業を行うことによりゼロ予算で対応可能となる。）
平成 26 年 4 月 1 日	・議会事務局に設置されている総務課、議事課及び調査課の 3 課体制を総務課、議事調査課の 2 課体制に見直す。
平成 26 年 5 月	・政務活動費の前年度分収支報告書のホームページへの掲載
平成 26 年 5 月 30 日	・「長崎市議会 F a c e b o o k」を開設
平成 26 年 6 月	・「特別委員会調査報告書（まとめ）」を平成 23 年度分以降をホームページへ掲載
平成 26 年 9 月	・「市政概要」を平成 26 年度分からホームページへ掲載
平成 26 年 11 月	・「調査資料報」を平成 26 年 11 月版からホームページへ掲載
平成 27 年 7 月 8 日	・議員の欠席を認める理由に「出産」を追加する「長崎市議会会議規則の一部を改正する規則」を可決
平成 27 年 10 月	・長崎市議会会議録検索システムに新たに議会運営委員会、世話人会、全員協議会及び各派代表者会議の会議録を追加掲載 【閲覧期間】 ・議会運営委員会（平成 7 年 1 月～） ・世話人会（平成 7 年 5 月～） ・全員協議会（平成 11 年～） ・各派代表者会議（平成元年 1 月～）
平成 27 年 12 月 4 日	・「長崎市議会タブレット端末導入検討会」を設置 （設置要領を制定し平成 28 年 2 月 4 日から施行） 設置期間：平成 28 年 2 月 4 日～平成 28 年 9 月 8 日
平成 28 年 9 月 6 日	・「タブレット端末導入検討会」から議会運営委員長に対して「タブレット端末の活用について（報告）」がなされ、内容については今後検討していくことになった。 【報告内容】 1 災害発生時の情報共有・連絡体制の構築について 災害発生時に備えて、タブレット端末やスマートフォンによる情報共有や連絡ができる体制を構築することが望ましい。 2 ホームページへの議案・委員会資料の掲載について 議案・委員会資料をホームページ上に公開することで、市民及び議員が必要に応じて閲覧ができる環境を整備することが望ましい。

議会改革の取組

決定又は実施年月日	内容
	3 各種会議での活用について タブレット端末を本会議、常任委員会、特別委員会などの各種会議で使用を可能とすることが望ましい。 4 ペーパーレス会議の導入について タブレット端末を使用したペーパーレス会議の導入は、将来的に導入の具体的な検討について機運が高まった際に、改めて導入の可否を協議する必要がある。 5 議員と議会事務局との連絡について 議会事務の効率化の観点から、希望制により、タブレット端末等による各種文書の受け取りや提出を電子メールで行うことを可能とすることが望ましい。
平成 28 年 8 月	・録画中継をスマートフォンで視聴できるよう対応を行った。
平成 28 年 9 月 28 日	・「長崎市議会 B C P（業務継続計画）～災害時行動計画～」を制定
平成 29 年 3 月 2 日	・政務活動費運用マニュアル改正について、次のとおり決定 ①現行マニュアルのうち、3/4 と表記されている按分率を全て 1/2 に改める。 ②広報紙の発行に伴う印刷費等については 1/2 上限、または明確に政務活動と立証できる場合は全額認める。また、ホームページの維持管理費等についても、同様の取扱いとする。 ③金銭出納簿のホームページ公開については、平成 28 年度分からを対象とし、収支報告書とともに平成 29 年 5 月 15 日以降にホームページで公開する。
平成 29 年 9 月 8 日	・「タブレット端末導入検討会」からの報告を受け議会運営委員会において、次のとおり対応を決定 (1)委員会資料をホームページに公開することとし、平成 29 年 11 月定例会分の常任委員会の委員会資料から、本会議終了後に公開する。 (2)タブレット端末の各種会議への持ち込みは今後の検討課題とする。 (3)スマートフォンの持ち込みについては、これまでの携帯電話の取扱いと同様に持ち込みは不可とする。 (4)平成 29 年 10 月の決算審査に限り、試行的に平成 28 年度の予算関係の委員会資料を議会事務局がデータ化し、希望する議員に対してデータの提供を行う。 ※平成 30 年、令和元年も試行的に持ち込みを許可 (5)議員と議会事務局との連絡については、希望する議員に対しては電子メールやライン等を活用した連絡体制を整備する。
平成 29 年 11 月 20 日	・議会事務局から議員への連絡方法については、平成 29 年 11 月定例会から一般質問の通告書の確認や委員会の招集通知、各種資料の送付について、希望する議員に対してはファックス以外にもメールによる連絡を行うこととした。
平成 30 年 2 月 14 日	・平成 29 年 9 月から平成 30 年 2 月までの計 10 回にわたり議会運営協議会において検討された「政務活動費運用マニュアル」について、平成 30 年 4 月 1 日から運用を行うこと、また運用開始と合わせてホームページで公開することを決定
平成 30 年 6 月	・平成30年 6 月議会から、定例会の招集日及び閉会日に議場内で手話通訳を実施

議会改革の取組

決定又は実施年月日	内容
平成 30 年 8 月 27 日	・熱中症対策などのため、傍聴席において、体調管理上必要な場合については、水筒、ペットボトルによる水分補給を認める取扱いとした。
令和元年 6 月 17 日	・長崎市議会ビジネスチャットの運用を開始 【長崎市議会ビジネスチャットの利用について】 1 利用目的 (1)災害時等における安否確認 (2)質問通告表等の資料の送付 (3)各所管課からの連絡（避難所の開設状況、天候による各種行事の中止など） (4)その他事務連絡 2 使用するアプリケーション L I N E W O R K S（ラインワークス）
令和 3 年 3 月 9 日	1 全国市議会議長会からの標準市議会会議規則の一部改正についての通知を踏まえ次のとおり改正を実施 ・女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図った。 ・行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、請願書については自署又は記名押印のいずれも可能とし、その他、規則・規程などに基づくもので押印等を廃止できるものは廃止した。
令和 3 年 11 月 1 日	・議長の諮問機関として「長崎市議会タブレット端末導入検討会」を設置（令和 3 年 11 月 1 日～令和 5 年 4 月末） 【設置目的】 議会における ICT の活用推進の一環として、本市議会にタブレット端末を導入するに当たり、端末の運用基準（ルール）、機種や導入スケジュールなどを検討することを目的とする。
令和 3 年 12 月	・令和 3 年第 6 回（11 月）定例会から議案をホームページ（「定例会議決結果一覧など」のページ）に掲載することで市民に対して議会活動を情報発信 ・令和 3 年度の特別委員会資料からホームページへ掲載
令和 4 年 1 月	・長崎市公式 L I N E を利用し、定例会、各委員会の日程、一般質問通告、常任委員会の進捗状況、特別委員会の調査結果などを情報発信 ・電子書籍ポータルサイト「ながさきイーブックス」への市議会だより（令和 4 年 2 月号）から掲載
令和 4 年 2 月 14 日	・長崎市議会新型コロナウイルス感染症対策会議において「新型コロナウイルス感染症の議会対応について」を策定
令和 4 年 2 月 28 日	・オンラインの方法により委員会の開催を行うことができるよう長崎市議会会議規則及び委員会条例の一部改正案を可決
令和 4 年 6 月 8 日	・「長崎市議会オンライン委員会運営要綱」を制定

議会改革の取組

決定又は実施年月日	内容
令和4年8月25日	・令和4年10月からのタブレット端末導入に伴い、長崎市議会会議規則に係る申合せを次のとおり見直した。 ＜第116条に係る申合せ＞ 「1 本会議場におけるタブレット端末を含むパソコンの議場内（傍聴席を除く）への持ち込みについては、議員が議長から貸与を受けたタブレット端末、説明のための出席者及び議会事務局職員が会議の運営のために持ち込むもの、市政記者が本会議を傍聴し取材を補完するために用いるもの並びにその他議長が認めるものに限り許可する。」 ・長崎市議会タブレット端末等運用基準を制定
令和4年9月7日	・新庁舎移転後の議場における「大型スクリーン等及び電子採決システムの運用方針」を決定
令和4年10月	・タブレット端末の導入（令和4年10月1日） ・タブレット端末の導入に伴い、令和4年7月臨時会・9月定例会会議録から電子データによる配付を開始
令和4年11月16日	1 新市庁舎移転に伴う見直しについて (1) 長崎市議会傍聴規則の一部改正 新市庁舎移転に伴い、新しい議場の傍聴席に車椅子利用者用のスペース、特別傍聴席（児童又は乳幼児を帯同する者が傍聴するために使用する席）を設けること、また、一般席の傍聴人の定員が120人から98人に変更となるため傍聴規則を改正した。（施行日：令和5年1月4日） (2) 新市庁舎前広場の透過ディスプレイを活用した議会活動の情報発信 ①透過ディスプレイの概要 ア 設置場所 新市庁舎2階吹き抜け部分に面する窓 イ 寸法 縦約3m×横約6m（約18㎡） ウ 運用開始 令和5年3月 ②議会による情報発信の内容 ア 定例会・臨時会開催のお知らせ イ 委員会開催のお知らせ など (3) 会議案内モニターを活用した議会の会議日程等の情報発信 新市庁舎の1階総合案内付近に設置される会議案内モニターを活用し、来庁者に向けて、議会の会議日程などの情報を発信するもの。 ①会議案内モニターの概要 設置場所 新市庁舎1階 総合案内付近 (4) 議員登庁表示板の庁内イントラネットへの掲載 2 議場及び委員会室におけるマイボトルの運用 体調管理上必要な場合にマイボトル（蓋が閉まる形状の水筒もしくはペットボトルの持ち込みを可能とする。ただし、ペットボトルは、「ペットボトルホルダー」に入れ、中身が見えないように配慮した上で持ち込むものとし、中身は水、お茶のみとする。

議会改革の取組

決定又は実施年月日	内容
令和4年12月9日	・電子採決システムの導入、会議録の電子データによる配付を実施することに伴い、長崎市議会会議規則の一部改正案を可決（施行日：令和5年1月4日） ・長崎市議会の個人情報の保護に関する条例を可決 ・11月定例会本会議終了後に旧議場の閉場式を執り行う。
令和5年1月	・新市庁舎へ移転
令和5年1月26日	・新議場で議場開場式を執り行う。 ・委員会室等へ大型モニター（52型）を設置 ・令和5年第1回臨時会からホームページ及び広報紙へ議案の賛否を公開
令和5年2月28日	・定例会等の議会活動の情報を掲載している広報紙「ながさき市議会だより」について、一般質問の内容を紹介する記事に新たに質問議員の氏名、顔写真、インターネット録画放送のQRコードを追加（令和5年6月定例会分（令和5年9月発行号）から掲載）
令和5年6月	・令和5年6月定例会以降は、タブレット端末によるペーパーレス会議を実施 ・上記に伴い、例規集の運用等の解説部分において、「議場において配付する」といった紙資料を前提とした表現については、タブレット端末を想定した表現となるよう所要の整備を実施
令和5年6月12日	・難聴者用補聴援助システムの導入（送信機1台、受信機5台）
令和6年2月21日	・令和6年2月定例会から聴覚に障害がある方をはじめ、多くの方がより傍聴しやすいように、6階傍聴席にAI会議録作成システムによりリアルタイムで字幕を表示することができる字幕表示用モニターを設置
令和6年3月12日	・議長の諮問機関として「議会制度検討会」を設置 設置期間：令和6年3月12日～令和7年1月14日 【調査項目】 1 議員定数と議員報酬について 2 ハラスメントについて 3 SNS発信の在り方について 4 議員活動を長期間欠席する場合等の議員報酬の取扱いについて 5 一般質問の在り方について 6 予算措置関係について ①政務活動費の額 ②視察旅費の額 7 委員会運営について ①委員会中継の実施、 ②委員の発言に係るルール設定 8 当初予算・決算審査について ①特別委員会の設置 ②決算委員会の開催時期 ③委員の任期

議会改革の取組

決定又は実施年月日	内容
令和 6 年 3 月 15 日	・議会に係る手続のデジタル化を図るための会議規則及び委員会条例の改正案を可決
令和 6 年 8 月 20 日	・「議会制度検討会」から議長に対し、次の 3 項目に対して中間答申がなされる。 【中間答申（内容）】（一部抜粋） 1 議員定数について 議員定数について、前回議員定数の見直しを行った際の考え方である人口 1 万 1,000 人に対し議員 1 人という考えから、人口 1 万人に対し議員 1 人という考えのもと 4 人削減し、定数を 36 人とし、削減の時期については、次回の改選時（令和 9 年）から削減すべきであるとの意見が多数を占めた。このことから本検討会としては、定数を 36 人、削減の時期については、次回の改選時（令和 9 年）から実施すべきと考える。 2 ハラスメントについて 新規条例の制定には一定の時間を要することなどから、まずはガイドラインを策定すべきであると決定した。 3 SNS の発信の在り方について 議会の信用を損なうことがないよう議員が SNS を使って情報発信を行う場合に留意すべき事項等を定めたガイドラインを策定すべきであると決定した。
令和 6 年 11 月 19 日	・「議会制度検討会」からの中間答申を受け議会運営委員会において、「長崎市議会におけるハラスメントの防止等に関する指針」及び「長崎市議会議員ソーシャルメディア運用ガイドライン」を策定
令和 6 年 11 月 25 日	・「長崎市議会におけるハラスメントの防止等に関する指針」に基づき、ハラスメントに関する苦情相談に対応するため相談窓口を議会事務局内に設置（外部相談窓口も併せて設置）
令和 6 年 12 月 3 日	・議会に係る手続のデジタル化を図るため「長崎市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程」及び「長崎市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程」を制定（令和 7 年 2 月 1 日施行） ・上記 2 規程の整備に伴い、陳情の取扱いについて、持参以外の郵送及び電子申請による提出についても認めるものの、以下に該当する場合は委員会に送付しないことに決定 ① 法令等又は公序良俗に反するもの ② 過去に委員会で審査を行った請願・陳情と同一趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないもの ③ 趣旨又は願意が不明確なもの ④ 市政に関わらないもの ⑤ 陳情者が市内在住ではないもの ⑥ その他議長が適当でないと認めるもの
令和 7 年 1 月 14 日	・「議会制度検討会」から議長に対し、次の 5 項目について最終答申がなされる。 【最終答申（内容）】 1 一般質問の在り方について

決定又は実施年月日	内容
	一般質問方式は「一括質問一括答弁方式」と「一問一答方式」の選択制を導入することとし、質問場所については、従来どおりとする。また、導入時期については、執行部との調整ができ次第、速やかに実施すべきと考える。 2 予算措置関係について (1) 政務活動費の額 ①政務活動費の交付額 現在の交付額（15 万円）を維持とすべきとの意見となった。 ②ガソリン代の上限額 現状維持（月額上限 2 万円）とすべきとの意見となった。 ③出張時のレンタカー及びタクシーの利用 特段の事情がある場合には、事前に議長に届け出て、利用を可能とするよう改めるべきとの意見となった。 (2) 視察旅費の額 ①委員会の行政視察旅費 委員会の行政視察旅費については現状維持すべきとの意見となった。 ②海外視察の旅費 海外視察の旅費については現状維持とすべきとの意見となった。 3 委員会運営について (1) 委員会中継の実施 検討会では、必要となる経費や作業に対して効果があまり見込めないため実施する必要はないとする意見が出された一方で、開かれた議会として情報公開を進めるため実施すべきとの両論の意見が出された。なお、実施すべきとする会派からは、実施に当たっては費用面を考慮すべきとの意見が出されたが、配信方法については、映像の有無や生中継の実施の有無について意見が分かれた。 (2) 委員の発言に係るルール設定 委員の発言に係るルールは設定しないことになった。 4 当初予算・決算審査について (1) 審査方式 現行の各常任委員会への分割付託方式を継続することになった。 (2) 決算委員会の開催時期 9 月中に決算委員会を開催することとする。なお、開催時期の変更については、決算資料のあり方について執行部との調整が必要であることから、慎重に実施すべきと考える。 (3) 委員の任期 現時点では結論を導くに至らなかった。 5 議員活動を長期間欠席する場合等の議員報酬の取扱いについて 議員活動を長期間欠席する場合の取扱いとして議員報酬を減額する規定を設けるべきとの意見が多数を占めた。

議会改革の取組

決定又は実施年月日	内容
令和 7 年 2 月 1 日	・議会に係る手続のデジタル化の一つとして長崎市電子申請サービスを活用して請願・陳情のオンライン申請を開始
令和 7 年 6 月 19 日	・「議会制度検討会」からの最終答申を受け議会運営委員会において、令和 7 年の 9 月定例会から、一般質問方式は「一括質問一括答弁方式」と「一問一答方式」の選択制を導入することを決定

令和 7 年 度

令和 6 年 度

各 会 計 別 当 初 予 算 比 較 表

(単位：千円)

年度及び比較 区 分		令和 7 年 度		令和 6 年 度		比 較 増 Δ 減	
		予 算 額	構 成 比	予 算 額	構 成 比	金 額	増 減 率
一 般 会 計			%		%		%
		241,340,000	61.8	231,050,000	60.1	10,290,000	4.5
特 別 会 計	観 光 施 設 事 業	335,267	0.1	438,400	0.1	△103,133	△23.5
	国 民 健 康 保 険 事 業	50,211,296	12.9	54,872,381	14.3	△4,661,085	△8.5
	土 地 取 得	1,592,618	0.4	3,766,950	1.0	△2,174,332	△57.7
	中 央 卸 売 市 場 事 業	254,791	0.1	280,996	0.1	△26,205	△9.3
	駐 車 場 事 業	127,380	0.0	213,347	0.1	△85,967	△40.3
	財 産 区	47,182	0.0	43,769	0.0	3,413	7.8
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	54,255	0.0	65,199	0.0	△10,944	△16.8
	介 護 保 険 事 業	50,024,783	12.8	48,983,643	12.7	1,041,140	2.1
	診 療 所 事 業	412,997	0.1	403,801	0.1	9,196	2.3
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	7,565,427	1.9	7,353,216	1.9	212,211	2.9
	長 崎 市 立 病 院 機 構 病 院 事 業 債 管 理	861,110	0.2	1,079,500	0.3	△218,390	△20.2
	小 計	111,487,106	28.6	117,501,202	30.6	△6,014,096	△5.1
公 営 企 業 会 計	水 道 事 業	15,327,193	3.9	16,230,124	4.2	△902,931	△5.6
	下 水 道 事 業	22,102,272	5.7	19,800,225	5.1	2,302,047	11.6
	小 計	37,429,465	9.6	36,030,349	9.4	1,399,116	3.9
合 計		390,256,571	100.0	384,581,551	100.0	5,675,020	1.5

年度及び比較					比較増△減			
区 分					予 算 額	構 成 比	予 算 額	構 成 比
					金 額	増 減 率	金 額	増 減 率
1 市	税	60,160,813	24.9	%	55,045,574	23.8	5,115,239	9.3
1 市	民 税	25,945,945	10.8		23,023,584	10.0	2,922,361	12.7
2 固 定 資 産	税	23,738,990	9.8		21,856,748	9.5	1,882,242	8.6
3 軽 自 動 車	税	1,141,269	0.5		1,112,443	0.5	28,826	2.6
4 市 た ば こ	税	2,754,128	1.1		2,809,496	1.2	△55,368	△2.0
5 入 湯	税	60,687	0.0		56,357	0.0	4,330	7.7
6 事 業 所	税	1,825,296	0.8		1,765,415	0.8	59,881	3.4
7 都 市 計 画	税	4,327,487	1.8		4,096,315	1.8	231,172	5.6
8 宿 泊	税	367,011	0.2		325,216	0.1	41,795	12.9
2 地 方 譲 与 税		976,506	0.4		1,040,238	0.5	△63,732	△6.1
1 地 方 揮 発 油 譲 与 税		199,048	0.1		201,466	0.1	△2,418	△1.2
2 自 動 車 重 量 譲 与 税		685,147	0.3		752,377	0.3	△67,230	△8.9
3 地 方 道 路 譲 与 税		1	0.0		1	0.0	-	-
4 特 別 と ん 譲 与 税		6,531	0.0		6,591	0.0	△60	△0.9
5 森 林 環 境 譲 与 税		85,779	0.0		79,803	0.0	5,976	7.5
3 利 子 割 交 付 金		27,708	0.0		16,030	0.0	11,678	72.9
1 利 子 割 交 付 金		27,708	0.0		16,030	0.0	11,678	72.9
4 配 当 割 交 付 金		290,332	0.1		158,615	0.1	131,717	83.0
1 配 当 割 交 付 金		290,332	0.1		158,615	0.1	131,717	83.0
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		436,158	0.2		238,948	0.1	197,210	82.5
1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		436,158	0.2		238,948	0.1	197,210	82.5
6 法 人 事 業 税 交 付 金		772,640	0.3		735,835	0.3	36,805	5.0
1 法 人 事 業 税 交 付 金		772,640	0.3		735,835	0.3	36,805	5.0
7 地 方 消 費 税 交 付 金		10,546,788	4.4		10,600,884	4.6	△54,096	△0.5
1 地 方 消 費 税 交 付 金		10,546,788	4.4		10,600,884	4.6	△54,096	△0.5
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		51,892	0.0		51,599	0.0	293	0.6
1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		51,892	0.0		51,599	0.0	293	0.6
9 環 境 性 能 割 交 付 金		81,507	0.0		70,858	0.0	10,649	15.0
1 環 境 性 能 割 交 付 金		81,507	0.0		70,858	0.0	10,649	15.0
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		300	0.0		300	0.0	-	-
1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		300	0.0		300	0.0	-	-
11 地 方 特 例 交 付 金		267,626	0.1		1,838,053	0.8	△1,570,427	△85.4
1 地 方 特 例 交 付 金		261,306	0.1		271,732	0.1	△10,426	△3.8
2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 て ん 特 別 交 付 金		6,320	0.0		7,041	0.0	△721	△10.2
定 額 減 税 減 収 補 て ん 特 例 交 付 金		-	-		1,559,280	0.7	△1,559,280	皆減
12 地 方 交 付 税		40,724,750	16.9		37,377,836	16.2	3,346,914	9.0
1 地 方 交 付 税		40,724,750	16.9		37,377,836	16.2	3,346,914	9.0
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		48,200	0.0		54,600	0.0	△6,400	△11.7
1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		48,200	0.0		54,600	0.0	△6,400	△11.7
14 分 担 金 及 び 負 担 金		1,235,876	0.5		1,209,494	0.5	26,382	2.2
1 負 担 金		1,235,876	0.5		1,209,494	0.5	26,382	2.2
15 使 用 料 及 び 手 数 料		3,737,167	1.5		3,768,899	1.6	△31,732	△0.8
1 使 用 料		3,121,308	1.3		3,130,559	1.4	△9,251	△0.3
2 手 数 料		615,859	0.3		638,340	0.3	△22,481	△3.5
16 国 庫 支 出 金		65,359,461	27.1		63,400,939	27.4	1,958,522	3.1
1 国 庫 負 担 金		41,209,779	17.1		38,304,501	16.6	2,905,278	7.6
2 国 庫 補 助 金		13,393,744	5.5		14,141,503	6.1	△747,759	△5.3
3 委 託 金		10,755,938	4.5		10,954,935	4.7	△198,997	△1.8
17 県 支 出 金		15,760,599	6.5		14,630,469	6.3	1,130,130	7.7
1 県 負 担 金		12,049,437	5.0		11,489,667	5.0	559,770	4.9
2 県 補 助 金		2,526,127	1.0		2,515,299	1.1	10,828	0.4
3 委 託 金		1,185,035	0.5		625,503	0.3	559,532	89.5
18 財 産 運 用 収 入		4,205,544	1.7		5,470,327	2.4	△1,264,783	△23.1
1 財 産 運 用 収 入		401,688	0.2		348,398	0.2	53,290	15.3
2 財 産 売 払 収 入		3,803,856	1.6		5,121,929	2.2	△1,318,073	△25.7
19 寄 附 金		2,180,281	0.9		2,175,737	0.9	4,544	0.2
1 寄 附 金		2,180,281	0.9		2,175,737	0.9	4,544	0.2
20 繰 入 金		9,630,559	4.0		10,643,075	4.6	△1,012,516	△9.5
1 特 別 会 計 繰 入 金		165,909	0.1		153,413	0.1	12,496	8.1
2 基 金 繰 入 金		9,464,650	3.9		10,489,662	4.5	△1,025,012	△9.8
21 繰 越 金		1	0.0		1	0.0	-	-
1 繰 越 金		1	0.0		1	0.0	-	-
22 諸 収 入		7,067,592	2.9		7,067,589	3.1	3	0.0
1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料		56,512	0.0		57,928	0.0	△1,416	△2.4
2 市 預 金 利 子		17,001	0.0		1,591	0.0	15,410	968.6
3 貸 付 金 元 利 収 入		1,593,605	0.7		1,695,780	0.7	△102,175	△6.0
4 受 託 事 業 収 入		159,712	0.1		91,980	0.0	67,732	73.6
5 雑 収 入		5,240,762	2.2		5,220,310	2.3	20,452	0.4
23 市 債		17,777,700	7.4		15,454,100	6.7	2,323,600	15.0
1 市 債		17,777,700	7.4		15,454,100	6.7	2,323,600	15.0
合 計		241,340,000	100.0		231,050,000	100.0	10,290,000	4.5

2 歳 出

(単位：千円)

区 分 \ 年 度 及 び 比 較			令 和 7 年 度		令 和 6 年 度		比 較 増 Δ 減	
			予 算 額	構 成 比	予 算 額	構 成 比	金 額	増 減 率
1	議 会 費		857,930	0.4	855,958	0.4	1,972	0.2
	1 議 会 費		857,930	0.4	855,958	0.4	1,972	0.2
2	総 務 費		25,597,655	10.6	23,512,777	10.2	2,084,878	8.9
	1 総 務 管 理 費		21,342,064	8.8	20,053,054	8.7	1,289,010	6.4
	2 徴 税 費		2,377,145	1.0	2,289,668	1.0	87,477	3.8
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費		1,016,439	0.4	845,522	0.4	170,917	20.2
	4 選 挙 費		429,463	0.2	148,384	0.1	281,079	189.4
	5 統 計 調 査 費		312,865	0.1	49,577	0.0	263,288	531.1
	6 監 査 委 員 費		119,679	0.0	126,572	0.1	△6,893	△5.4
3	民 生 費		115,572,785	47.9	114,281,248	49.5	1,291,537	1.1
	1 社 会 福 祉 費		47,133,157	19.5	48,969,027	21.2	△1,835,870	△3.7
	2 児 童 福 祉 費		34,203,782	14.2	30,559,754	13.2	3,644,028	11.9
	3 生 活 保 護 費		20,807,059	8.6	21,158,493	9.2	△351,434	△1.7
	4 原 爆 被 爆 者 対 策 費		13,427,587	5.6	13,592,774	5.9	△165,187	△1.2
	5 災 害 救 助 費		1,200	0.0	1,200	0.0	-	-
4	衛 生 費		26,440,108	11.0	15,855,024	6.9	10,585,084	66.8
	1 保 健 衛 生 費		7,351,254	3.0	6,247,844	2.7	1,103,410	17.7
	2 清 掃 費		18,953,430	7.9	9,467,279	4.1	9,486,151	100.2
	3 上 水 道 費		135,424	0.1	139,901	0.1	△4,477	△3.2
6	農 林 水 産 業 費		2,812,074	1.2	2,898,464	1.3	△86,390	△3.0
	1 農 業 費		1,531,521	0.6	1,520,889	0.7	10,632	0.7
	2 林 業 費		287,466	0.1	281,319	0.1	6,147	2.2
	3 水 産 業 費		993,087	0.4	1,096,256	0.5	△103,169	△9.4
7	商 工 費		3,464,581	1.4	3,587,005	1.6	△122,424	△3.4
	1 商 工 費		3,464,581	1.4	3,587,005	1.6	△122,424	△3.4
8	土 木 費		20,241,079	8.4	20,881,611	9.0	△640,532	△3.1
	1 土 木 管 理 費		1,153,122	0.5	1,068,156	0.5	84,966	8.0
	2 道 路 橋 り よ う 費		4,780,517	2.0	4,677,087	2.0	103,430	2.2
	3 河 川 海 岸 費		508,992	0.2	501,964	0.2	7,028	1.4
	4 港 湾 費		579,378	0.2	860,511	0.4	△281,133	△32.7
	5 都 市 計 画 費		10,338,218	4.3	11,415,611	4.9	△1,077,393	△9.4
	6 住 宅 費		2,880,852	1.2	2,358,282	1.0	522,570	22.2
9	消 防 費		5,034,286	2.1	4,884,608	2.1	149,678	3.1
	1 消 防 費		5,034,286	2.1	4,884,608	2.1	149,678	3.1
10	教 育 費		15,180,935	6.3	16,509,500	7.1	△1,328,565	△8.0
	1 教 育 総 務 費		2,612,731	1.1	2,403,419	1.0	209,312	8.7
	2 小 学 校 費		2,551,580	1.1	5,045,703	2.2	△2,494,123	△49.4
	3 中 学 校 費		2,291,032	0.9	1,299,213	0.6	991,819	76.3
	4 高 等 学 校 費		764,942	0.3	860,136	0.4	△95,194	△11.1
	5 幼 稚 園 費		26,906	0.0	34,897	0.0	△7,991	△22.9
	6 社 会 教 育 費		2,526,445	1.0	2,706,331	1.2	△179,886	△6.6
	7 保 健 体 育 費		4,119,257	1.7	3,989,544	1.7	129,713	3.3
	8 市 民 会 館 費		288,042	0.1	170,257	0.1	117,785	69.2
11	災 害 復 旧 費		563,200	0.2	575,900	0.2	△12,700	△2.2
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費		94,500	0.0	94,500	0.0	-	-
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		411,000	0.2	401,000	0.2	10,000	2.5
	3 市 有 施 設 等 災 害 復 旧 費		57,700	0.0	60,400	0.0	△2,700	△4.5
	文 教 施 設 災 害 復 旧 費		-	-	20,000	0.0	△20,000	皆 減
12	公 債 費		25,475,367	10.6	27,107,905	11.7	△1,632,538	△6.0
	1 公 債 費		25,475,367	10.6	27,107,905	11.7	△1,632,538	△6.0
13	予 備 費		100,000	0.0	100,000	0.0	-	-
	1 予 備 費		100,000	0.0	100,000	0.0	-	-
合 計			241,340,000	100.0	231,050,000	100.0	10,290,000	4.5

令和 7 年 度
令和 6 年 度 一 般 会 計 当 初 予 算 性 質 別 比 較 表

(単位：千円)

区 分 年 度 及 び 比 較		令 和 7 年 度		令 和 6 年 度		比 較 増 Δ 減	
		予 算 額	構 成 比	予 算 額	構 成 比	金 額	増 減 率
1 人	件 費	29,838,104	12.4	28,950,373	12.5	887,731	3.1
	(1) 特 別 職 給 与	492,196	0.2	490,594	0.2	1,602	0.3
	(2) 職 員 給	20,052,369	8.3	19,385,468	8.4	666,901	3.4
	ア 基 本 給	12,616,843	5.2	12,310,176	5.3	306,667	2.5
	イ そ の 他 の 手 当	7,435,526	3.1	7,075,292	3.1	360,234	5.1
	(3) 地方公務員共済組合等負担金	4,545,853	1.9	4,566,928	2.0	△21,075	△0.5
	(4) 退 職 金	1,706,406	0.7	2,069,529	0.9	△363,123	△17.5
	(5) そ の 他	3,041,280	1.3	2,437,854	1.1	603,426	24.8
2 物	件 費	31,312,169	13.0	27,583,878	11.9	3,728,291	13.5
3 維 持 補 修 費		1,389,616	0.6	1,821,990	0.8	△432,374	△23.7
4 扶 助 費		90,608,452	37.5	90,093,767	39.0	514,685	0.6
5 補 助 費 等		11,234,181	4.7	11,017,091	4.8	217,090	2.0
6 投 資 的 経 費		30,789,778	12.8	24,282,456	10.5	6,507,322	26.8
	(1) 普 通 建 設 事 業 費	30,226,578	12.5	23,706,556	10.3	6,520,022	27.5
	ア 補 助 分	21,890,066	9.1	14,743,961	6.4	7,146,105	48.5
	イ 単 独 分	7,321,751	3.0	7,162,307	3.1	159,444	2.2
	ウ 県 施 行 分	1,014,761	0.4	1,800,288	0.8	△785,527	△43.6
	(2) 災 害 復 旧 事 業 費	563,200	0.2	575,900	0.2	△12,700	△2.2
	ア 補 助 分	135,000	0.1	125,000	0.1	10,000	8.0
	イ 単 独 分	428,200	0.2	450,900	0.2	△22,700	△5.0
7 公 債 費		25,475,367	10.6	27,107,905	11.7	△1,632,538	△6.0
8 積 立 金		3,351,674	1.4	2,955,949	1.3	395,725	13.4
9 出 資 金		2,194,469	0.9	2,162,002	0.9	32,467	1.5
10 貸 付 金		1,269,344	0.5	1,369,502	0.6	△100,158	△7.3
11 繰 出 金		13,776,846	5.7	13,605,087	5.9	171,759	1.3
12 予 備 費		100,000	0.0	100,000	0.0	-	-
合 計		241,340,000	100.0	231,050,000	100.0	10,290,000	4.5

長崎市議会事務局 議事調査課

〒850-0031 長崎市魚の町4番1号

TEL 095-829-1200

FAX 095-829-1199